

乗用装置のある
トラクター・コンバイン・田植機などを
(農耕用の小型特殊自動車)
お持ちの方へ

◎乗用装置のある「トラクター」「コンバイン」「田植機」などは、

軽自動車税が課税されます。(申告必要)

軽自動車税の申告をして

ナンバープレートの交付を受けてください

Q 1 田んぼや畑でしか使わない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなくてはならないの?

A 1 軽自動車税は所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。
所有している場合は必ず申告してください。(使用していなくても課税されます)

Q 2 農耕用特殊自動車には、どんな車両があるの?

A 2 農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車(コンバイン)、田植機などで、乗用装置のあるものが対象です。
このうち最高速度が35km/h未満のものが農耕用の小型特殊自動車となります。

Q 3 税額はいくらですか?申告はどこにするの?

A 3 税額は市町村によって異なります。
申告は、小型特殊自動車がある市町村の税務担当部署で受け付けていますので、税額や申告の際の必要書類など、詳しくお問い合わせください。

※上記の小型特殊自動車の要件を満たさない場合は、大型特殊自動車に該当します。事業用資産の場合は、固定資産税(償却資産)の対象となりますので、必ず申告等の手続きをお願いします。